

「北海道移住応援カード」及び「北海道移住応援企業」登録要領

一般社団法人北海道移住交流促進協議会事務局

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人北海道移住交流促進協議会(以下、「協議会」という。)の会員である市町村、企業、団体が連携し、北海道への移住を推進するため、北海道への移住を検討している道外在住者を「北海道移住応援カード」の会員として登録するとともに、「北海道移住応援カード」登録者に対し、特典サービス等の提供に協力いただける事業者を「北海道移住応援企業」(以下、「応援企業」という。)として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(「北海道移住応援カード」の登録要件について)

第2条 「北海道移住応援カード」の登録者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 登録申請時に北海道外に居住し、北海道への移住や二地域居住等を希望する者。
- (2) 北海道でのワーケーションを希望し、登録申請時に住所の所在地が北海道外にある者。

(「北海道移住応援カード」の会員登録手続き)

第3条 「北海道移住応援カード」の登録を希望する者は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) 協議会事務局(別表1)に、「北海道移住応援カード」登録申込書(以下、「申込書」という。)(様式第1号)を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法により提出。
- (2) 北海道で暮らそう!ポータルサイト(<https://www.kuraso-hokkaido.com/>)の登録フォームから入力。

2 協議会事務局は申請内容を確認し、「北海道移住応援カード会員」として登録するとともに、「北海道移住応援カード」登録会員証(以下、「会員証」という。)を交付する。

(会員証の有効期間及び更新)

第4条 会員証の有効期間について、交付の日から3年を経過した日までとする。なお、有効期間中に北海道内に移住した場合であっても、有効期間中に限り別に定める応援企業の特典サービス等を利用することができるものとする。

2 会員証を紛失した場合は、「北海道移住応援カード」の登録者は別表1に定める窓口に連絡し、会員証の再発行を受けるものとする。なお会員番号は継続することとし、再発行した会員証については、有効期限の延長は行わない。

(個人情報の取扱いについて)

第5条 申込書に記入のあった個人情報は、協議会事務局が適切に管理することとし、北海道及び協議会が実施する移住・交流の推進に関する事業のため、必要な範囲でのみ使用するものとする。

2 登録希望者の同意を得て、協議会の会員である市町村が実施する移住・交流の推進に関する事業のため、必要な範囲で情報提供することができるものとする。

(応援企業に関する基本的な考え方)

第6条 応援企業は、第1条の趣旨に賛同し、「北海道移住応援カード」登録者に特典サービス等を提供するものとする。

2 この要領における特典サービス等とは、「北海道移住応援カード」登録者が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

(応援企業の登録)

第7条 応援企業の認定を希望する企業等は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

(1) 協議会事務局に、「北海道移住応援企業登録申込書」(様式第2号)を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法により提出。

(2) 北海道で暮らそう！ポータルサイト(<https://www.kuraso-hokkaido.com/>)の登録フォームから入力。

2 協議会事務局は内容を審査し、適切であると認める場合は応援企業として登録する。ただし、次に掲げる企業等については、登録を行わないこととする。

(1) 各種法令等に違反しているもの、又はその恐れのあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、又はこれに準ずる者が経営するもの

(3) 宗教活動及び政治活動に関するもの

(4) 通信販売及びインターネットによる販売など、対面販売を前提としないもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が応援企業への登録が適当でないと認めるもの

3 応援企業の登録有効期限は、登録の日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間満了1ヶ月前までに取消しの申し出がない場合は、自動更新するものとする。

(特典サービス等の利用)

第8条 「北海道移住応援カード」登録者は、応援企業から特典サービス等の提供を受ける際に会員証を提示しなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる事項に同意の上で利用するものとする。

(1) 応援企業が身分等を証明する書類の提示を求める場合は、身分等を証明する書類(運転

免許証)等を提示すること。

(2)「北海道移住応援カード」を複製するなど、不正な行為をしないこと。

(特典サービス等の提供)

第9条 応援企業は、特典サービス等を独自に定めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは特典サービスとすることができない。

- (1)各種法令等に違反しているもの、又はその恐れのあるもの
- (2)公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの
- (3)虚偽の内容若しくは事実と異なる内容又は事実を誤解する恐れのあるもの
- (4)その他本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの

2 応援企業は、会員証を提示した者に対して、特典サービス等を提供するにあたり、やむを得ない場合に限りその身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(特典サービス等の適用範囲)

第10条 特典サービス等の享受及び提供の範囲は、協議会の会員である市町村(別表2)とする。

(応援企業の名称及び特典サービス等の公表)

第11条 協議会は、応援企業の名称及び特典サービス等について、「北海道で暮らそう！」ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第12条 協議会は、応援企業が事業を停止したとき、又は第7条に定める登録要件を満たさなくなったとき、その他、応援企業としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取消すことができる。

(特典サービス等の提供の停止・変更)

第13条 応援企業は、「北海道移住応援カード」登録者に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、応援企業は協議会事務局にその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)(第3条第1号関係)

一般社団法人北海道移住交流促進協議会事務局

〒060-8607 北海道札幌市中央区北1条西7丁目1プレスト1.7ビル4階

電話:011-251-1055

FAX:011-522-7664

電子メール:kyogikai@kuraso-hokkaido.com/

(別表2)(第10条関係)

■会員市町村(152市町村)

道央圏		道南圏	道北圏		オホーツク圏	十勝圏	釧路・根室圏
岩見沢市	倶知安町	北斗市	旭川市	中頓別町	北見市	帯広市	釧路市
美唄市	共和町	松前町	士別市	礼文町	網走市	音更町	厚岸町
芦別市	岩内町	福島町	名寄市	利尻町	紋別市	士幌町	浜中町
赤平市	神恵内町	木古内町	富良野市	利尻富士町	美幌町	上士幌町	標茶町
三笠市	積丹町	七飯町	鷹栖町	幌延町	津別町	鹿追町	弟子屈町
砂川市	室蘭市	鹿部町	東神楽町		斜里町	新得町	鶴居村
歌志内市	苫小牧市	森町	比布町		清里町	清水町	白糠町
深川市	登別市	八雲町	愛別町		小清水町	芽室町	根室市
南幌町	伊達市	上ノ国町	上川町		訓子府町	中札内村	別海町
由仁町	豊浦町	厚沢部町	東川町		置戸町	更別村	中標津町
長沼町	壮瞥町	乙部町	美瑛町		佐呂間町	大樹町	標津町
栗山町	白老町	奥尻町	上富良野町		遠軽町	広尾町	羅臼町
月形町	厚真町	今金町	中富良野町		湧別町	幕別町	
浦臼町	洞爺湖町	せたな町	占冠村		滝上町	池田町	
妹背牛町	安平町		和寒町		雄武町	豊頃町	
秩父別町	むかわ町		剣淵町		大空町	本別町	
北竜町	日高町		下川町			足寄町	
沼田町	平取町		美深町			陸別町	
札幌市	新冠町		音威子府村			浦幌町	
江別市	浦河町		中川町				
千歳市	様似町		幌加内町				
恵庭市	新ひだか町		留萌市				
石狩市			増毛町				
当別町			小平町				
新篠津村			苫前町				
小樽市			羽幌町				
黒松内町			初山別村				
蘭越町			遠別町				
二セコ町			天塩町				
真狩村			稚内市				
留寿都村			猿払村				
喜茂別町			浜頓別町				